

奈良県と市民生活協同組合ならコープとの連携と協力に関する包括協定

奈良県（以下「甲」という。）と市民生活協同組合ならコープ（以下「乙」という。）は、相互に連携の強化を図ることで県民サービスの向上及び地域の活性化を推進するため、以下のとおり、連携と協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互に緊密に連携を図り、県民サービスの向上及び地域の活性化を図るものとする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 高齢者・障害者支援に関すること。
- (2) 女性・子育て支援に関すること。
- (3) 子ども・青少年健全育成に関すること。
- (4) まちづくりに関すること。
- (5) 医療・健康増進に関すること。
- (6) 教育・文化・スポーツの振興に関すること。
- (7) 安全・安心、防災・防犯に関すること。
- (8) 環境・エネルギー対策に関すること。
- (9) 農林業振興に関すること。
- (10) 地産地消の推進に関すること。
- (11) 県産オリジナル商品の開発・販売に関すること。
- (12) 県産品の販路拡大に関すること。
- (13) 県南部東部の振興に関すること。
- (14) 観光振興に関すること。
- (15) 雇用・産業振興に関すること。
- (16) 人材育成に関すること。
- (17) 県政情報発信に関すること。
- (18) その他、地域社会の活性化や県民サービスの向上に関すること。

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

（期間及び解約）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申出がない場合は、1年間更新するも

のとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 4月 8日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事

乙 奈良市恋の窪1丁目2番2号

市民生活協同組合ならコープ
理事長